

● ご注意事項

【ご契約金額について】

●ご契約金額は、ご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額の60%以上でお決めください。(ただし、ご契約時における保険の対象を再築・再取得するために必要な額を超えないようにお決めください。)

<ご注意>

- ①事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の60%未満となった場合には、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。
 - ②お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍に相当する額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。
- 上記の引受条件のほかに「付保割合条件付実損払特約」をセットすることにより、ご契約金額をご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額に合わせることで引受条件(a)や、保険料は割増となりますが、ご契約金額がご契約時において保険の対象を再築・再取得するために必要な額の60%未満であっても実際の損害額を補償する引受条件(b)もごございます。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

<ご注意>

- ①上記aの引受条件は、事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の80%未満となった場合には、お支払いする保険金の額は、多くの場合、実際の損害額を下回ります。上記bの引受条件は、事故時においてご契約金額が再調達価額(新価)の30%未満となった場合には、お支払いする保険金の額は、実際の損害額を下回ります。
- ②お支払いする保険金の額は、ご契約金額または損害額のいずれか低い額(保険の対象が全損となり、損害額がご契約金額を超えた場合には、ご契約金額の2倍に相当する額または損害額のいずれか低い額)が限度となります。

<貴金属等の取扱い>

●保険の対象が貴金属等である場合には、時価を基準として保険金をお支払いします。
●保険の対象である貴金属等について1個、1組または1対ごとの価額または損害額が30万円を超えるときは、その価額または損害額は30万円とみなします。
*1個、1組または1対ごとに30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。
(明記物件補償特約をセットしてお引受けとなります。ただし、ご契約金額は100万円を限度とします。)

【割引制度について】

●「リブロック」では、ご契約の保険料に次の割引を適用できる場合がございます。割引適用にあたっては所定の方法により確認させていただきますので、詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

割引名称	適用条件の概要
消火設備割引(注)	保険の対象である建物に自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備などの消火設備を設置し、所定の条件(昼夜を問わず監視する者がいるなど)を満たしている場合

(注)住居専用建物およびその収容家財は本割引の対象外です。

【ご契約にあたっての注意事項】

- ご契約期間の途中で解約されますと、解約返れい金は多くの場合、お払い込みいただいた保険料より少ない金額になります。
- ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込み時にお渡しする「クーリングオフ説明書」をご覧ください。
- 保険料をお払い込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- 保険料のお払込方法が年払・半年払・月払のご契約において、保険料のお払込みがない場合には、失効(保険契約の効力を失うことをいいます。)・解約返れい金の範囲内でお立替え(振替貸付)をします。この場合、お立替金額に対して利息をいただきます。
- 法人のご契約者が借入金により積立型保険をご契約される場合には、税務上、借入金と保険料がご付付きの見合い関係にあるとされ、借入に伴う支払利息と運用資産から生じる利益の計上時期について税務上対応を要することがありますので、ご注意ください。
- 月払または団体扱・集団扱月払契約の場合、満期日近くの前払込みのお払込みは満期返れい金お支払手続きの關係上、満期返れい金からの差し引きによるお払込にかえさせていただきますこととありますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合、このホームページに記載された内容を必ず被保険者の方にもお読みいただくようお願いいたします。
- 「リブロック」の保険料は、建物の所在地、用途・用法、構造(柱の材質)または耐火性能などによって異なります。
(注1)法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
(注2)他社の火災保険契約からお切替えの場合は、その旨お申し出ください。

【保険金お支払い後のご契約について】

下記①～③の場合には、ご契約はその保険金お支払いの原因となった損害が生じた時に終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。
また、保険料のお払込方法を一時払(含む全期前納)とするご契約を除き、お払い込みいただいた保険料に対する返れい金もお支払いできません。
(注1)保険料のお払込方法を一時払(含む全期前納)とするご契約については、ご契約が終了した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料に対する返れい金をお支払いします。
(注2)個人賠償責任補償特約などの一部の特約および地震保険については、既に経過したご契約期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。
なお、下記①～③の場合に該当しないかぎり、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は減額されず、ご契約は満期日まで継続します。
①損害保険金または水害保険金をお支払いする事故(注)により、保険の対象である建物、家財または設備・什器等について損害割合が80%以上となる損害が生じた場合
(注)保険の対象が建物である場合は「●主な補償内容について」記載の①～⑧、⑩および⑪の事故、保険の対象が家財である場合は「●主な補償内容について」記載の①～⑧および⑩の事故、保険の対象が設備・什器等である場合は「●主な補償内容について」記載の①～⑧の事故が対象となります。
②保険の対象である商品・製品等について、損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が再調達価額(新価))を超えるときは再調達価額(新価)の100%の額となった場合
③保険の対象である明記物件について損害保険金(注)、水害保険金または持ち出し家財保険金のお支払額がそれぞれ1回の事故でご契約金額(ご契約金額が時価を超えるときは時価)の100%の額となった場合
(注)自己負担額(免責金額)の適用があるときは、自己負担額(免責金額)の適用がないものとして算出した損害保険金の額とします。

●「リブロック」の保険料は、ご契約期間の初日に適用される料率・割増引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、「リブロック」について料率改定および割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご承知おきください。

(注)地震保険を自動的に継続する方式で「リブロック」のご契約期間と合わせてご契約いただく場合、地震保険について料率改定などを行ったときは、自動継続時に地震保険の保険料を変更いたします。なお、これらの改定を実施する場合には、事前に書面にてご案内いたします。

●保険証券は満期返れい金をお支払いする際に提出いただく必要がありますので、大切に保管してください。

【代理店の役割について】

●取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただく有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

★「リブロック」はすまいとおみせの積立保険のペットネームです。
★このホームページはすまいとおみせの積立保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。
★ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。
★ご契約手続きその他ご不明点については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
●取扱代理店・最寄りの日本興亜損保 【日本興亜損保の受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)]
- 「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。
休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が生じた場合に、すぐに駆けつけて、初期対応(保険金支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害調査を実施します。
●休日事故現場急行サービス 【0120-258-110(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)] 【サービス提供時間：土日、祝日、12/31～1/3の9:00～17:00]
- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

【税法上の取扱い(個人契約の場合)】

- 満期返れい金および契約者配当金は、次の算式により計算された額が、一時所得として他の所得と合算のうえ課税されます。
一時所得金額=(満期返れい金+契約者配当金-払込保険料総額-特別控除額*)× $\frac{1}{2}$
※特別控除額は、1年間通算の一時所得全体に対して50万円です。
- 地震保険をご契約いただいた場合、お払い込みいただいた地震保険料は、所得税、住民税について所得控除を受けることができます(地震保険料控除)。控除限度額は、他の地震保険料控除の対象となる保険料と合算して所得税について毎年50,000円、住民税について毎年25,000円です。
(注)1. 上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。(2009年12月現在)
2. 法人契約または個人事業主契約の取扱いについては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。